

市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について

1. これまでの経緯

平成27年度 現在の市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定
令和元年度 計画の改定における基本的な考え方等について、当審議会に諮問
令和2年度 当審議会からの答申を受ける

- ・「市川市総合計画第三次基本計画（案）」の中で新たな人口推計が示されました。現計画を策定した際の人口推計が実際の人口と大きく乖離しており、焼却処理量など一部の数値目標の達成状況について評価が困難であることから、新たな人口推計と実際の排出量の推移をもとに、計画値を設定しました。
- ・近年、海洋汚染や地球温暖化等の様々な環境問題に対応するため、プラスチックごみの削減に向けた取り組みを推進しています。
令和2年7月から開始されたレジ袋有料化や、本年4月からのプラスチック資源循環促進法の施行などの動向も踏まえて、令和2年度にいただいた答申をもとに、今後取り組んでいく施策等を検討し、計画の改定案を作成しました。

2. 次期計画の概要

●計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って計画的な廃棄物（ごみ）処理の推進を図るための、基本的な方針を定めるものです。

●計画期間

令和5年度から令和12年度の8年間

●基本方針

1 ライフスタイルの変革によるごみの発生・排出抑制

可能な限りごみが出ない環境の定着に向けて、ごみの少ないライフスタイルや事業活動への変革を促進し、ごみの発生・排出を抑制します。

2 分別の徹底によるごみ焼却量の削減と高度な資源化の推進

精度の高い徹底した分別を通じて、ごみ焼却量の削減と高度な資源化を推進します。

3 環境負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築

持続可能な社会づくりに貢献する、環境への負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築を目指します。

4 市民・事業者・行政の適切な役割分担と協働による推進

市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して「資源循環型都市いちかわ」をつくり上げていきます。

●数値目標

項目	目標 (令和12年度)	(参考) 令和2年度実績
① 1人1日あたり排出量	720g/人・日以下	785g/人・日
② 資源化率	30%以上	18.4%
③ 焼却処理量	103,000トン以下	117,670トン
④ 最終処分量	3,700トン以下	14,688トン

●目標を達成するための施策〈重点的に取り組む事項〉

※**マーカー部分**は、新たな施策または修正等を加えた施策。

(1) 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化

燃やすごみに含まれる資源化可能なプラスチック製容器包装類、紙類及び布類の分別排出を促進するため、分別の徹底に向けた広報・啓発を強化します。

■「分かりやすい広報」と「顔の見える啓発」の充実

■ **アプリ等 ICT を活用した広報啓発** ■環境学習を通じた周知啓発

(2) 食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けた取り組みを推進します。

■食品ロス削減に向けた広報・啓発の強化 ■学校での食品ロス学習の実施

■フードドライブの普及・促進 ■ **事業者との連携・協働**

(3) プラスチックごみの削減

プラスチックごみを削減するため、市民のライフスタイルの変革につながる取り組みや事業者との連携を強化します。

- プラスチックごみ削減と分別排出の徹底
- 事業者との連携・協働

(4) リユースの促進

リサイクルよりも取り組みの優先順位の高いリユースの促進を図ります。

- リユース文化の普及・啓発
- リユースショップ・フリーマーケットアプリ等の活用促進

(5) 経済的手法の活用（家庭ごみの有料化）

さらなるごみの減量・資源化の促進の観点から、今後も家庭ごみ有料化制度の導入に向けた検討を継続していきます。

- 家庭ごみ有料化制度の導入に向けた検討

(6) 事業系ごみの減量・資源化対策

ごみの減量・資源化に関する排出事業者責任の徹底を図るため、事業系ごみの減量・資源化対策を進めます。

- 排出事業者への広報・啓発の強化
- 資源物や産業廃棄物が混入したごみの搬入対策
- クリーンセンター受け入れ基準の見直し（資源物等）
- 市役所における率先行動（庁内紙ごみの資源化）

(7) 新たな資源化品目の検討（バイオマスの利活用の促進等）

資源化の促進に向けて、新たな分別・資源化品目を検討します。
（製品プラスチック、生ごみ、紙おむつ等）

- 新たな資源化品目の検討

(8) 高齢者等世帯ごみ出し支援

高齢化や核家族化の進展により増加している、ごみ出しが困難な世帯を支援するため、高齢者等世帯ごみ出し支援の体制を強化します。

- 高齢者等の見守りに配慮した体制の強化
- 支援対象拡大の検討

(9) エネルギーの地産地消

これまで利用先が特定されていなかった廃棄物発電等、地域内で発生した再生可能エネルギーの地域内での有効利用を図ります。

- 再生可能エネルギーの地産地消の推進にむけた検討

(10) 不適正排出・不法投棄対策の強化

ごみ減量・資源化及び適正処理を協働で進めていくための前提となる、排出者の役割・責任の徹底を図るため、基本的な排出ルールに違反したごみへの対策を強化します。

- 未然防止対策の強化
- 不法投棄の防止
- 単身世帯への対策

(11) 効率的な収集体制の推進

社会情勢の変化等に適切に対応しつつ、ごみの排出量等を考慮した効率的な収集体制を推進します。

- ごみ収集体制の効率化の推進

(12) クリーンセンターの建替え

将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、稼動後約30年が経過したクリーンセンターの建替えを進めます。

- 次期クリーンセンターの整備

(13) 災害時におけるごみ処理体制の強化

市川市災害廃棄物処理計画の実効性を向上させ、災害時におけるごみ処理体制を強化します。

- 発災時における初動体制の整備
- 近隣市や民間事業者等との連携
- 災害廃棄物の仮置場の確保